

新潟中央病院基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

新潟中央病院は、病院群輪番制病院として整形外科の二次救急医療を担い、整形外科患者を中心に地域医療機関の中核的な役割を果たしている。また、回復期リハビリテーション病棟を設置し、急性期から回復期まで途切れのないリハビリテーションを提供してきた。しかし、当病院は施設の老朽化とともに、昨今の医療環境の変化、住民ニーズの多様化、医療従事者の確保・養成等を前提に急性期病院として対応していく必要があることを踏まえ、「新潟中央病院施設整備基本計画」を取りまとめた。

本計画は、現地における建て替えとするが、改築余地が限られている極めて厳しいプロジェクトであると認識している。その状況を乗り越え、急性期医療を主体とする特色ある病院建築を構築するための設計・建設上の創意工夫を求めている。

本要領は、病院建設についての豊富な知識・経験、また、高度な企画・調整能力及び技術力を有し、発注者の良きパートナーとなりうる、新潟中央病院基本設計業務を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

「新潟中央病院施設整備基本計画」に基づき、基本設計の実施に関する業務とする。

また、詳細については、別紙「新潟中央病院基本設計業務委託特記仕様書」等によるものとする。

- (1) 委託業務名称
新潟中央病院基本設計業務委託
- (2) 履行期間
契約締結日から2024年9月末日まで
- (3) 発注者
社会医療法人仁愛会 理事長 柴田 実

3 窓口・お問い合わせ先

新潟中央病院 事務部 総務課

住 所 〒950-8556 新潟県新潟市中央区新光町1番地18
電話番号 025-285-8811 (代表)
FAX 025-283-5371
メールアドレス nchp_koubo@nice-hp.or.jp

4 応募資格

本プロポーザルに参加を希望する者（以下、「応募者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(1) 基本的要件

- ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中の業者でないこと。また、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続き開始の申立又は破産手続き中のものでないこと。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に規定する一級建築士事務所の登録を受け、直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士15名以上の事務所であること。
- ③ 2013年3月以降に病院の整備（200床以上の病院の新築または全面改築。）に関する基本設計または実施設計を、元請として受託し、業務を完了した実績を有していること。
- ④ 同一敷地内において病院を運営しながらの施工による病院建替えについて、2013年4月以降に完了した設計業務の受託実績を有すること。病床数・構造は問わないが、規模は概ね7,000㎡以上を対象とする。

(2) 業務実施上の要件

① 業務の実施体制

- ア 管理技術者1名及び「意匠・構造・電気設備・機械設備」の業務分野の主任技術者（以下、「配置予定技術者」という。）をそれぞれ1名選任すること。
- イ 配置予定技術者は、参加意思表明期限の日以前に、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

② 配置予定技術者に対する資格要件は、以下のとおりとする。

- ア 管理技術者：管理技術者として2013年3月以降に基本設計又は実施設計が完了した病院の設計業務を行った実績を有する一級建築士であること。
- イ 意匠主任技術者：管理技術者又は「意匠」業務分野の主任技術者として、2013年3月以降に基本設計又は実施設計が完了した病院の設計業務2件以上の実績を有する一級建築士であること。
- ウ 構造主任技術者：構造主任技術者として、2013年3月以降に基本設計又は実施設計が完了した病院の設計業務を行った実績を有する一級建築士又は構造設計一級建築士であること。
- エ 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者：主任技術者として、2013年3月以降に基本設計又は実施設計が完了した病院の設計業務を行った実績を有する建築設備士、技術士（技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気、機械設備で合格し、同法による登録を受けている者）、一級建築士、又は設備設計一級建築士であること。

5 受注者選定までの流れ

- ① 「4 応募資格」の要件をすべて満たす応募者が参加表明書、機密保持誓約書と一次審査用資料を提出する。

- ② 要件を満たした応募者の中から、提出された資料等の内容により上位5者程度を選定する（一次審査）。選定された者（以下、「参加者」という。）には、技術提案の要請を通知する。
- ③ 技術提案書を受け付けた後、二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、最優秀者及び優秀者を決定する。
- ④ 最優秀者を本業務の受注候補者とし、随意契約の契約手続きを進める。ただし、最優秀者との間で契約を締結することができない場合には、優秀者を本業務の受注候補者とする。

6 スケジュール（予定）

本業務のスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

- ① 2023年5月25日（木）・・・プロポーザルの公告
- ② 2023年6月2日（金）・・・参加表明書・一次審査用資料への質問書の受付締切
- ③ 2023年6月9日（金）・・・質問への回答
- ④ 2023年6月15日（木）・・・参加表明書・一次審査用資料受付締切
- ⑤ 2023年6月21日（水）・・・一次審査の評価結果の通知、技術提案書作成要請
（複数社応募があった場合は5者程度に絞り込み予定）
- ⑥ 2023年7月6日（木）・・・技術提案書作成にかかる質問書の受付締切
- ⑦ 2023年7月22日（土）・・・参加者との対話（質問への回答）
- ⑧ 2023年9月1日（金）・・・技術提案書受付締切
- ⑨ 2023年9月17日（日）・・・二次審査、受注候補者の選定
- ⑩ 2023年9月中旬・・・審査結果の通知
- ⑪ 2023年9月下旬・・・契約締結

7 手続等に関する事項

(1) 資料

- ① 配付資料
 - ・新潟中央病院基本設計業務委託公募型プロポーザル実施要領
 - ・技術提案書作成要領
 - ・新潟中央病院基本設計業務委託特記仕様書
 - ・評価項目一覧表（一次審査用）
 - ・評価項目一覧表（二次審査用）
 - ・機密保持誓約書
 - ・プロポーザル様式集（一次審査用：様式1～6）
 - ・プロポーザル様式集（二次審査用：様式8～11）
 - ・参加辞退届（様式7）
- ② 配付場所
 - ・新潟中央病院ホームページ
- ③ 配付期間
 - ・2023年5月25日（木）から

(2) 参加表明に関する質問書の受付及び回答

- ① 受付期限：2023年6月2日（金）午後5時まで
- ② 受付場所：「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類：質問書（様式6）
- ④ 提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。
電子メール送信後、「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。また、質問のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤ 回答方法：2023年6月9日（金）に質問者へメールで回答する。なお、特定の応募者からの質問、追加の資料依頼であっても必要に応じて全応募者に対し共有する可能性がある。
※技術提案書に関連する、関連すると思われる質問については回答しない。

(3) 参加表明書の受付

- ① 受付期間：2023年5月25日（木）から2023年6月15日（木）まで
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ② 受付場所：「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類：参加表明書、機密保持誓約書、一次審査用資料
（様式1から様式5及び必要添付書類）
- ④ 提出部数：各1部
- ⑤ 提出方法：持参、郵送（受付期間内に必着のこと）

(4) 一次審査結果通知・技術提案書提出の要請

一次審査通過者に、技術提案書提出の要請書、新潟中央病院施設整備基本計画書、敷地測量図、現病院の各階平面図を送付する。（2023年6月21日（水）付けでメールにて）

(5) 技術提案書作成にかかる質問書の受付

- ① 受付期間：2023年6月21日（水）から2023年7月6日（木）午後5時まで
- ② 受付場所：「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類：質問書（様式10）
- ④ 提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。
電子メール送信後、「3窓口・お問い合わせ先」へ到着確認をすること。また、質問・対話の要望のない場合は、提出する必要はない。
- ⑤ 参加者との対話：2023年7月22日（土）に病院職員等を中心とした対話・質問への回答の機会を、希望する参加者毎に行う。
- ⑥ 補足回答：⑤参加者との対話の際に、特定の参加者からの質問、追加の資料依頼があった場合、必要に応じて全参加者に対し共有する可能性がある。

(6) 技術提案書の受付

- ① 受付期間：2023年6月21日（水）から2023年9月1日（金）
（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）
※期限までに書類が提出されない場合は、参加できない。
- ② 受付場所：「3窓口・お問い合わせ先」と同じ
- ③ 提出書類：技術提案書（様式8から様式9-4まで）、基本設計業務見積（様式11）
- ④ 提出部数：様式8から様式9-4までについては、原本1部、写し10部
（写しについては、技術提案書の提出者を特定することが出来る内容の記述（具体的な社名等）を記載してはならない。）
また、技術提案書の電子データ（PDF形式）を保存したCDを1枚提出すること。
※提出された技術提案書は、返却しない。
- ⑤ 提出方法：持参、郵送（書留郵便に限る。受付期間内に必着のこと。）
- ⑥ その他：原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。
写しは1部毎に左肩1箇所をホチキス留め。各ページに通し番号を振ること。
技術提案書は、用紙サイズに係わらず折らずに提出すること。

(7) 参加を辞退する場合

技術提案要請書を交付された参加者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式7）」を1部、持参又は郵送にて提出すること。

8 受注候補者の選定に関する事項

(1) 審査委員会

審査委員会の委員は、本プロポーザルにおいては別紙1の通りとする。

(2) 受注候補者の選定

審査委員会が、受注候補者の選定を二段階審査方式で実施する。

① 一次審査

審査委員会、事務局が、参加表明書と共に提出された会社実績等の内容を審査し、上位5者程度を一次審査通過者として選定する。審査結果については、一次審査終了後に文書で通知する。この審査結果について異議は認めない。

② 二次審査

審査委員会が、一次審査通過者に対し二次審査を実施し、技術提案書内容及びヒアリング等内容を審査し、最優秀者及び優秀者を選定する。

ア 対象

一次審査通過者

イ 実施日

2023年9月17日（日）

ウ 出席者

出席者は、配置予定の管理技術者と主任技術者に限る4名以内とする。ただし、PC操作者を加えることは認める。

エ ヒアリングの方法

説明及び質疑回答は意匠主任技術者が中心に行う事とする。ただし、新型コロナウイルス感染症及びインフルエンザ等感染症の流行状況を鑑み、オンライン形式でのプレゼンテーション審査とする場合もある。詳細については、一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて別途通知する。

③ 二次審査結果通知

審査結果については文書で通知する。なお、審査結果について異議は認めない。

9 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- ① 技術提案書の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- ② 技術提案書の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかったとき。
- ③ 技術提案書に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかったとき。
- ④ 技術提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- ⑤ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。また、要求された内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ⑥ 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を防げる行為をしたとき。
- ⑦ その他不正な行為があったと認められたとき。

10 仕様の協議及び契約

審査委員会が選定した最優秀者と社会医療法人 仁愛会が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。協議に当たっては、最優秀者には当該業務内容について、随意契約により業務を委託するための見積書の提出を求める。ただし、最優秀者との間で契約の締結に至らなかった場合には、優秀者を受注候補者として決定した上で、契約を締結する。

1.1 留意事項

- ① 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて応募者・参加者の負担とする。
- ② 提出書類は返却しない。なお、発注者は、応募者・参加者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。
- ③ 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。
- ④ 発注者は、提出書類を保存及び記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- ⑤ 発注者が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、参加者は、応募に当たって知り得た情報を発注者の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- ⑥ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

- ⑦ 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ発注者が変更を求めたときはこの限りではない。
- ⑧ 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、参加者は失格とする。
- ⑨ 「4 応募資格」の要件を満たさなくなった場合には、応募資格を失うこととなる。また、提出された技術提案書等は無効となる。
- ⑩ 提出書類に記載した管理技術者及び各担当主任技術者は、病気、死亡、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。

ただし、発注者が、当該業務の管理技術者並びに担当主任技術者を不適切と判断した時は、受注者と協議のうえ、担当者の変更を要請する場合がある。

- ⑪ 業務委託における実施内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。また、ヒアリングの結果や設計条件等に応じ、提案されたアイデアを活かしつつ、発注者と協議しながら作成することとなり、必ずしも提案された内容どおり設計がまとめられるものとは限らない。
- ⑫ 本業務を受託した者（協力会社を含む。）及びこれと資本関係又は人的関係のある者は、本件にかかる建設工事の入札に参加することはできない。

※資本関係とは、①親会社（会社法第2条第4号。以下同じ）と子会社（同条第3号。以下同じ）の関係にある場合、及び②親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合をいう。

※人的関係とは、①一方の会社の役員が他方の役員を現に兼ねている場合、②一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合をいう。

- ⑬ 本業務の受注者は、関連する他の業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために相互に協力しつつ、その受注者と必要な協議を行わなければならない。
- ⑭ 本業務委託の受注者が優良に業務を遂行したと認められる場合、今後予定している新病院建設事業に関する実施設計に関する業務委託契約の優先交渉権者として扱う場合がある。

別紙1 新潟中央病院基本設計業務委託公募型プロポーザル審査委員会名簿

	名前	役職
1	中山 茂樹	千葉大学 大学院工学研究院 名誉教授
2	石塚 元	新潟県 土木部都市局 参事
3	柴田 実	社会医療法人仁愛会 理事長
4	山崎 昭義	社会医療法人仁愛会 新潟中央病院院長
5	松枝 宗則	社会医療法人仁愛会 新潟中央病院副院長
6	渡辺 一弘	社会医療法人仁愛会 新潟中央病院副院長
7	間宮 宏子	社会医療法人仁愛会 新潟中央病院看護部長
8	野崎 邦夫	社会医療法人仁愛会 新潟中央病院事務長
9	水澤 清隆	社会医療法人仁愛会 新潟中央病院理事
10	上野 豪	社会医療法人仁愛会 新潟中央病院総務部長